

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
池村建設株式会社(静岡県島田市横岡223-2)[1000001123]
2. 資格登録停止措置の期間
令和3年7月28日 ~ 令和3年8月27日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者の元役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、島田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和2年1月15日に当該命令が確定したものを。
5. 資格停止措置理由
資格登録者の元役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、島田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和2年1月15日に当該命令が確定したことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第13号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)